

令和5年度第2回浜松市都市計画審議会会議録

都市整備 部長	次長	都市計画 課長	課長 補佐	都市総務 G L	係
------------	----	------------	----------	-------------	---

- 1 開催日時 令和5年12月7日(木)
午後3時00分から午後5時10分
- 2 開催場所 浜松市役所 本館8階 802会議室
- 3 出席状況
- 委員 藤井 康幸、杉木 直、鈴木 英雄、
土屋 厚子、杉山 一統、小野田 康弘、
久米 丈二、幸田 恵里子、湖東 秀隆、
佐藤 寿延(代理:林 真弘)、
加藤 悟(代理:稲葉 一臣)、
廣瀬 聡(代理:川合 吉弘)
- 説明者 都市整備部長 井熊 久人
都市整備部次長兼都市計画課長 濱田 輝秀
都市計画課専門監兼課長補佐 磯部 篤
都市計画課専門監 大野木 宏尚
都市整備部参事兼建築行政課長 鈴木 成幸
産業廃棄物対策課 中里 滋紀
- 事務局 都市計画課主幹 鈴木 康之
都市計画課主任 白井 真理奈
- 4 傍聴者 0人、記者:1人
- 5 議事内容 第1号議案 特殊建築物(廃棄物中間処理施設)の都市計画としての敷地の位置について(北区新都田一丁目)
- 6 会議録作成者 都市計画課 白井 真理奈
- 7 記録の方法 発言者の要点記録
(会議録作成用の録音データは会議録作成後に廃棄済)

8 会議記録

1 開会

鈴木主幹・・・只今から令和5年度第2回浜松市都市計画審議会を開会します。

2 定足数の確認

鈴木主幹・・・本日の審議会は、全委員14名中12名の出席をいただいております。浜松市都市計画審議会条例第6条第2項の規定の定足数に達しているため当審議会は成立します。

3 会長あいさつ

藤井会長・・・現地見学会から参加された方は、ありがとうございました。引き続き、審議を行いますので、よろしくお願いいたします。

4 議事録について

鈴木主幹・・・浜松市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長となりますので、藤井会長に進行をお願いします。

藤井会長・・・浜松市附属機関等の会議録の作成及び公開に関する要綱により、本日の会議の議事録作成人及び署名人を指名します。議事録作成は事務局にお願いします。議事録署名人は私と久米委員にお願いします。

5 会議の公開・非公開の採決

藤井会長・・・本日の会議の公開並びに非公開について、浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定に基づきお諮りします。本日の案件は、「第1号議案 特殊建築物（廃棄物中間処理施設）の都市計画としての敷地の位置について（北区新都田一丁目）」の1議案です。個人情報等の取り扱いがありませんので公開で行いたいと考えますがご異議はございますか。

委員・・・「異議なし」との声あり

藤井会長・・・異議なしと認め、会議は公開とします。

6 議事

藤井会長・・・それでは議事を進めます。「第1号議案 特殊建築物（廃棄物中間処理施設）の都市計画としての敷地の位置について（北区新都田一丁目）」について、事務局の説明をお願いします。

《事務局（都市計画課）、産業廃棄物対策課から概要説明》

説明資料：令和5年度第2回浜松市都市計画審議会要綱、12月7日配布資料

杉山委員・・・住民と事業者間で環境保全協定が結ばれているとのことですが、本日配布資料 37 ページの協定書第 8 条に、作業時間は別表 3 のとおりと記載されており、別表 3 を確認すると、作業日は月曜日から土曜日まで、作業時間は午前 7 時 45 分から午後 4 時 45 分までとされています。一方で、要項 3 ページの施設概要には、稼働時間として、化学的な反応をさせることで毒物の毒性を取り除く処理を 24 時間稼働する旨が記載されています。協定書では、作業時間だけが合意されていますが、作業時間とは別に稼働時間があることを住民に説明した上でその了解を得ているのかご説明ください。

中里産業廃棄物対策課長・・・第 1 回目の説明会にて 24 時間動いている設備もあるということは住民説明会で説明しています。ご指摘の通り、液物を扱っていますので、ミキサーがずっと動いていないと無害化の反応が止まってしまう、或いはあらぬ方向にいつてしまうという事情もありますので、機械は 24 時間動いていますと住民説明会でも説明しました。

杉山委員・・・説明されている経過は、どの資料を確認すれば分かりますか。稼働時間が 24 時間だとわかっていたのであれば、なぜ協定書にそのように書かなかったのでしょうか。書けるものであれば書くべきだったと思います。住民説明会の議事録にその記載がありませんでしたので、説明がされたということについて、その説明が正確であることを担保する資料はありますか。

中里産業廃棄物対策課長・・・事業計画書において、全ての処理工程において 24 時間稼働することを明示しています。この事業計画書は、住民説明会でも使用し、縦覧資料としてだれでも見られるようにしていました。

杉山委員・・・一般の方が分厚い事業説明書を見て、すぐに 24 時間稼働であると理解できるか気になります。24 時間稼働していないと危ないという説明をされていると思いますが、そうした説明をされたことが分かる資料があれば教えてください。こういった機械は止まってしまうと危ないのですよね。

濱田都市計画課長・・・確認に時間を要していますので、よろしければ後ほど回答させていただきます。他のご意見があれば先にお願ひします。

藤井会長・・・では、他の委員の方からご質問、ご意見をお願ひできますでしょうか。

杉木副会長・・・現地見学での説明の際に、住民説明会や環境保全協定書を結んだ時と本日配布資料 9 ページでは搬入経路が変更されていると伺いました。その経緯、また、元はどういう経路だったのか説明をお願いします。

濱田都市計画課長・・・住民説明会で使用した当時の資料を用意させます。まずは本日配付資料の9ページをご覧ください。カインズホームと書いた上側の交差点で、進行矢印が、赤と青で左右に分かれています。ここを直進し、地図の斜め右下方向に進むルートが住民説明会の資料には記載されておりました。こちらにつきましては、本日配付資料48ページの環境保全協定の別図2<施設への搬入経路>にて、オレンジ色で浜北方面と書いたルートです。こちらのルートが9ページでは消えているというのが現状です。この消えた経路につきましては、本日配付資料48ページでいうオレンジの線の注釈が、説明会資料には凡例として書いてありましたが、「見込み」「予定」であるという記述で、曖昧な記載でしたので、事業者を確認し、審議会の資料としては削除させていただきますということで、削除したところです。主たる動線として、審議会に対する資料として評価できないということで、都市計画課で判断し、資料を書き換えています。

藤井会長・・・私への事前の説明時に私が指摘し、その後、都市計画課で書き換えをされました。その過程において事業者を確認されたのはいつですか。市役所の誰が確認されましたか。

濱田都市計画課長・・・当課の担当グループ長（都市計画課専門監）である大野木が確認いたしました。

大野木都市計画課専門監・・・令和5年11月30日に確認しました。

藤井会長・・・本日の資料が住民説明会で使われた資料とは異なり、住民にとって悪い方向に変わっていると問題なわけですが、そういうことにはなっていません。

杉木副会長・・・住民にとって悪くない修正だということはわかりますが、先ほどの説明での、主要な経路ではないから抜いたということが理解できません。そちらの判断で経路を抜くことに対して、本当に問題ないのか確認させていただきたいです。また、ここ数日の間に修正された資料がこうした形で出るのが本当に良いのかどうか。この場で議論して、経路を考えたほうが良いのではないかという経過を残して、事業者の方にも理解いただく等のやり方が、本来ではないのでしょうか。事前説明の中でそういう話があったので、会議に合わせて修正してしまうというやり方は拙いのではないかと感じました。

濱田都市計画課長・・・ご意見として賜ります。本日配布資料で削除した経路については、搬入の見込みというような曖昧な表記のものでしたので、会長から明確にするようにご意見をいただいております。

藤井会長・・・経路を確認したところ、都田地区の住宅地を貫通し、さらにそれが内野台という南側の団地方面を通るルートということでしたので、問題ではないかと言ったのです。

中里産業廃棄物対策課長・・・先ほど杉山委員からご質問いただいた24時間稼働の件ですが、地元説明会資料、議事録において24時間にかかる言及をしたという記録は見当たりませんでした。しかしながら、本日配付した当日資料44ページ、環境協定書別表2において、24時間での処理能力ということで記載されています。補足で申し上げますと、施設の事業計画において、車が出入りしない時間帯においてもミキサーが動いていることを指して24時間稼働となっていますが、環境影響調査を実施し敷地外の影響がないことを押さえていることも申し添えます。

杉山委員・・・44ページの別表2において、24時間の処理能力が示されていることで、24時間稼働を根拠付けるものであると説明がありましたが、こういう処理能力であっても8時間稼働の場合もあり、この様に書いてあるから24時間稼働だと理解するにはならないと思います。結局は、説明会の中で住民に対し、化学物質で毒性を浄化していくものであり、24時間稼働してないと逆に危ないという説明をし、住民の理解をいただいているというのであれば、適切な説明されていると考えますが、これを漏らしてしまっているのであれば、例えば協定書の補完資料という形で、作業時間については24時間稼働の部分があることについて住民からご理解いただいたといった事業者と住民の合意書を取り付けておく等しても良いのではと考えます。

中里産業廃棄物対策課長・・・事業者に提案をしてみます。24時間の能力を記載しながら8時間稼働というケースもあるのではという意見がありましたが、その場合は、市として8時間と書かせ、廃棄物処理法に基づく許可証には稼働時間8時間ということを示します。8時間稼働の場合は8時間と記載するという凝り固まった常識の中で捉えておりましたので、24時間のご意見の部分には気が及ばなかったことは反省すべきと考えます。

杉山委員・・・住民の方は素人ですので、今後は分かりやすいように書いていただきたいと考えます。地元説明会の会議録において、この協定書を事業者が守っているかどうか、浜松市が確認していくと市職員が発言されています。これについて、浜松市として確認していかなければなりませんので、24時間稼働という話であればそれが分かるように記載しておくべきであったと思います。協定書において、違反が起きた時は、報告が自治会の方になされる様になっていますが、住民から自治会に報告された後、自治会から浜松市に連絡があり、それをもって浜松市が事業者に指導するという流れになるのでしょうか。

中里産業廃棄物対策課長・・・この後、廃棄物処理法に基づく許可申請に及んだ場合、

この環境保全協定において地元と約束した数値については、許可の条件として、設置許可の中に盛り込みます。さらに、事業者には、申請書において環境保全協定の内容を遵守するという維持管理の計画に環境保全協定の内容が盛り込まれていることを市が確認します。そうしますと、その維持管理の計画として盛り込まれた内容を前提に許可処分をするという作り付けになりますので、環境保全協定の数値その他が守られなかったときには、許可要件に違反しているとなります。市も定期的な立ち入り等は実施しますが、その立ち入りの中でこの保全協定の内容が守れているかを確認した上で、違反があれば廃棄物処理法の許可に基づいて、処理や処分に結びつけていくという手法をとっています。

杉山委員・・・わかりました。この協定書に市の立ち合い、押印を求められているということは、住民が市の監督を期待していることだと思いますので、今後も継続的に指導・監督をお願いします。

中里産業廃棄物対策課長・・・我々も襟を正して立ち入り等臨みます。

土屋委員・・・日本の公害の歴史的なことを考えていくと、不具合が発生してから原因を究明すると排水が原因で起きていたというところがいろいろありますので、月 1 回確認しますと記載されていますが、これは事業者が確認し市でフォローしていくと理解して良いのでしょうか。

中里産業廃棄物対策課長・・・もちろんその通りです。それを確認し、且つ協定において住民の求めがあれば結果を閲覧できるようにしています。1 点、この中間処分場の特徴として、敷地から出ていく排水は、基本的に雨水のみとなっています。液物の処分をした処理後の水につきましては、下水道放流としています。よくある産業廃棄物の処理工程ですと、水処理をして、薬品で中和やその他凝集沈殿等をし、公共水域に流すという手法も割と多いですが、本施設に関しては、工業専用地域を選んだメリットを最大限生かしまして、下水道放流という形をとっていますので、水処理後に公共水域へ排水を行う事業所よりは安全性は高いと捉えています。

土屋委員・・・ありがとうございます。きちんと下水道で処理してくださるということですね。

藤井会長・・・本配付された当日資料 9 ページの修正前の経路の記載された資料が配布されましたので、ご説明いただけますか。これが現地の説明会で使われたものですね。

濱田都市計画課長・・・配布された資料をご覧ください。オレンジ色で浜北方面と書かれた箇所が 9 ページには全くないというのが現状です。凡例も、一番下に「施設から

の搬出先の変更見直しにより通行する場合があります」と現時点の計画でない記載がありましたので、事業者を確認し、曖昧表記であれば消すべきではということで消していただいたというのが、本日の資料です。

杉木副会長・・・曖昧表記だから消す、消さないではなく、我々の意見としては、実際にこのルートが使われないようにしなければならないわけですね。それがこのやり方で担保されるのかが心配です。結局これは搬入業者が搬入する経路になりますから、事業者側からここは通らないようにしてくれ、なぜならこういう理由でと、搬入業者に伝えてもらわなければなりませんし、それが、都市計画的な問題から見たときの我々の意見ってことになります。そこが、事業者とのやり取りで今の時点では曖昧だから消すというのであれば、今後、曖昧でなくなってこの経路が生じたときに使ってしまうのかという話になりますよね。そうであれば、ここは使わないということをは何かの形で残しておき、事業者も理解した上で搬入業者に対して伝えるという手続きが必要なのではないのでしょうか。この先を考えたときに、環境保全協定がこういう形で結んでいます、こんな内容で結んだ覚えはないと紛争になることは避けたいですね。我々としては、そういうことをきちんとクリアしているかを確認したいのであって、きちんと 24 時間稼働がもし伝わってない可能性があるのであれば、自治会長にこういう言葉をきちんと理解しているか確認しますと言っただけだと良いのですが。そこを、この様に書いているから多分大丈夫では、本当に先方とコミュニケーションが取れているか分からないです。

藤井会長・・・問題の経路がどこに行くのかを確認すると住宅団地に至る道路ですというお答えでした。そうであれば、問題があるのではないのでしょうか。また、北向きのルートは、新東名のスマートインターチェンジに行くという話がありました。スマートインターチェンジの出入口は狭い場合があるので、どうなっていますかと確認しました。

濱田都市計画課長・・・まず、住宅団地に至る道路についてですが、内野台団地方面には行きますが、正確には内野台団地の北側、県道細江浜北線を経て、国道 152 号に出ていますので、主要道路であり、生活道という位置付けではありません。ただし、生活道路に近い状況ではありますので、今後の具体の協議の中で事業者さんに配慮していただくような要請はできますが、強制はできない状況だと考えます。

次に、浜松 S I C のランプ入口の幅員 7.5m のところですが、道路構造上については、セミトレーラーの進入、退出ができる構造で作られたスマートインターチェンジです。幅としては問題なく、カーブなど細かな構造については図面では示しきれてないところですが、現状これで入れていますので、まずはこの資料でご理解をいただきたいというのが現状です。

藤井会長・・・環境保全協定書に搬入搬出経路と記載してない道路については、通行し

ないことが担保されるのでしょうか。

中里産業廃棄物対策課長・・・紛争予防条例に基づいて、先ほど申し上げた通り、事業者と自治会が結んでいる協定に関して、立会人としての行政が直せということにはいささか躊躇があります。さらに、産業廃棄物対策課としましては、公道を走るなどというような指示等は廃棄物処理法の中でも想定しておりませんので、通る通らならいを市が強いるとしたならば、こういった根拠があるのか困惑しています。

藤井会長・・・本日配付資料の48ページは地元と締結されたものであり、色付けした公道以外の他の公道を通りませんということの意味しているのではないのでしょうか。内野台方面に向かう道路を使用しないと、市から、事業者と自治会に持ちかけてはいかがでしょうか。

中里産業廃棄物対策課長・・・審議会としてのご指示があるのであれば、指示があったということで取り次ぎます。

久米委員・・・今のお話はここだけの問題ではないと思いますし、そもそも浜北方面から来るルートは高速道路からの最短距離ですよね。浜松方面の方を回っていくと国道へ入る道路がとても渋滞しており、その渋滞を助長してしまうことになりますので、私はこのオレンジのルートを通ってはいけないと盛ることに対しては反対です。

湖東委員・・・同じく道路の交通状況から考えますと、環状線を抜けてその他の事業者が走っているにも関わらず、この事業者だけは通ってはいけないという制限はかけられないと考えます。そうすると、同業者については一切通るなどせざるを得なくなる部分も今後課題として出てくるのではないかと懸念しています。この道路自体が広域の幹線道路となっていますので、車両の制限についてのことが詳しく書けるのかどうか、その点については道路関係で詳しいところで教えていただきたいと思いますが、私としては、この経路を通るなどということには反対です。

杉木副会長・・・いずれにしても、制限はかけられないですね。ただ、こういう経路を通るように努力しますということ協定書に記載することは企業側の意思表示みたいになっており、例えば、先ほど制約ができないとの話はありましたが、通学の時間帯は通らないなど運用するだけであって、通ったから捕まえるとかそういう話ではないはずです。ですから、そういった面で、先ほどの経路は渋滞を考えた場合に大型車でも通るのが妥当な幹線道路だということであれば、むしろ外すべきではないでしょう。それを、この数日間で修正してしまったこと自体が本当に大丈夫なのかという話をしなければならぬと考えます。

杉本委員（加藤委員代理）・・・本日配付資料の39ページ、協定書に交通安全対策につ

いて記載がありますが、通学時間帯の7時から8時、16時から18時には都田方面からのルートを原則避けるものとするがあります。この子どもさんたちの動線や歩行者数について、概ねの概数で結構ですので、分かっているものがあれば教えてください。

中里産業廃棄物対策課長・・・数字等によるデータというのは持ち合わせていません。

杉本委員（加藤委員代理）・・・わかりました。改めて測る必要があるとまでは言いませんが、もし何かわかるものがありましたら示していただければと思います。

中里産業廃棄物対策課長・・・承知しました。

濱田都市計画課長・・・先ほどから話がでていた内野台住宅団地については、本経路には近接はしていますが、幹線としては通っていないという位置関係です。

藤井会長・・・お話を聞いて理解しました。他の方、搬入路についてよろしいでしょうか。

杉木副会長・・・導線的に通る幹線道路であれば、良いのではないのでしょうか。近市内的に拡大した図だけ見ると、ここは住宅地だから通らないほうが良いのではないかという話になると思いますが、幹線道路を通るということであれば良いと思います。ただし、通学の時間帯を避けるみたいな表記はされていますが、都田方面についてだけで記載されていることが気にはなります。

藤井会長・・・都田地区の住宅団地は800m程度離れており、説明会の対象となる300mに入っていないわけです。浜松市の条例で300m以内の地域が説明会の対象とされていますが、この300mという数字は全国的に標準でしょうか。他の自治体に聞かれたことはありますか。300mを超えた場所の住宅や学校にも配慮する必要がある場合によっては出てくると考えますが、いかがでしょうか。

中里産業廃棄物対策課長・・・300mに関しましては、紛争予防条例を改正して300mという数字とした際に、他自治体の様子等を確認しており、いわゆる一般的な他の自治体でも用いられている数字です。大型の中間施設ですと300m、最終処分場焼却施設では500m、そして割と単純な中間処分だと100mと定めていますが、例えば中間処理施設でも50mにしている自治体もあり様々ではありますが、この300メートルが過度に狭い広いということはありません。

藤井会長・・・ありがとうございました。他の方、何かございますか。

幸田委員・・・現場視察をした時に、墓地や公園が敷地の近くにあることがわかりまし

た。住民の方々に対する説明はされておりおますが、こうした施設を利用される皆さんへの対応はどのようにされたのでしょうか。

中里産業廃棄物対策課長・・・紛争予防条例におきましては、住民、事業者を対象にしており、墓地にお参りに来る方など、生活環境をその周辺に持たない皆様につきましては、多岐に渡ってしまうものですから、条例の対象には入れていない状況です。

幸田委員・・・わかりました。景観がどうなのかが気になりました。

中里産業廃棄物対策課長・・・景観につきましては、今回液物の処分ということで、基本的には建物内での処分をし、屋外の保管エリアもタンクに収まっている状況ですので、殻や木その他が山積みになるようなことはまず起こらないものになっています。そうした部分も含めて景観配慮と捉えていただけるとありがたいです。

藤井会長・・・申請地と書いてある左側が墓地で、墓地を工業専用地域に指定していますが、墓地のほうが古かったりしませんか。工業専用地域に指定した1986年とどちらが古いのでしょうか。

濱田都市計画課長・・・都市計画と同時です。区画整理事業の中で、この区画整理事業地内にあった既存の墓地を移転集約した結果ですので、事業と合わせて行っています。参考までに、幸田委員の質問への補足ですが、説明会の対象となった横尾地区の方々が、使っていた墓地を移転集約しているものですから、この墓地を使用している方はほぼ地域説明会の対象の方々という現状です。新しく転居してきた方々は権利がないため、別の市営墓地等をご利用いただいているというのが概ねの状況です。

藤井会長・・・墓地のある経緯を理解しました。あと1点質問です。防音壁の高さは何メートルですか。

濱田都市計画課長・・・本日配付資料67ページをご覧ください。断面図がありますが、防音壁という記述があり、3m程度ということで、概ね3mの計画がされています。

藤井会長・・・わかりました。ありがとうございます。いかがいたしましょう。採決してよいのでしょうか。

《委員からの意見なし》

藤井会長・・・他に発言ないようですので、只今の「第1号議案 特殊建築物（廃棄物中間処理施設）の都市計画としての敷地の位置について（北区新都田一丁目）」、審議会として承認するかどうかお諮りします。本案件について、都市計画としての敷地の

位置に支障ないと、審議会として判断してよろしいでしょうか。

委員・・・「異議なし」という発言あり。

藤井会長・・・ありがとうございます。以上で本日予定されていた審議案件は終了です。
進行を事務局にお返しします。

7 閉会

鈴木主幹・・・以上をもって、令和5年度第2回浜松市都市計画審議会を閉会します。
ありがとうございました。